

令和 4 年 5 月 1 2 日

介護保険事業所 様
障害福祉サービス事業者 様
障害児通所支援事業者 様
都市型軽費老人ホーム事業者 様

墨田区福祉保健部保健衛生担当
保健予防課長 杉山 美奈子

墨田区高齢者及び障害者（児）施設における PCR 検査費用助成事業について

日頃から、本区の保健衛生事業に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、墨田区では「墨田区高齢者及び障害者（児）施設における PCR 検査費用助成事業実施要綱」を制定し、墨田区内で高齢者及び障害者（児）施設を運営する事業者を対象として、施設における感染拡大の防止を図ることを目的に、標記の事業を実施することといたしました。

つきましては、貴事業所の入所（居）者又は職員の PCR 検査の受検について、お取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大している今般の状況下におかれまして、職員様、利用者様をはじめ、関係者皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

記

1 助成交付対象者

介護保険法、老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、社会福祉法又は児童福祉法に基づき、墨田区内の施設又は事業所において、「別記」に掲げる事業を行っており、かつ、令和 4 年 4 月 1 日時点（以下「基準日」という。）において 当該事業所について東京都又は区から当該事業に係る指定を受け、助成金の申請日まで引き続き当該指定に係る事業を行っている者

2 助成額

次に掲げる対象者 1 人につき、20,000 円を限度として、実際に支出した経費（PCR 検査費用、検体採取、結果判断料及び検体輸送料に限る）

- (1) 別記に掲げる入所・通所事業施設における介護保険又は障害福祉サービス等（以下「介護保険サービス等」という。）を受けるために、区内の事業所又は施設に、基準日時点において入所（居）又は通所している者、あるいは、基準日以後に入所（居）又は通所をした者及び入所（居）又は通所しようとしている者並びに介護保険サービス等に従事する職員
- (2) 区内の事業所において、別記に掲げる訪問施設における介護保険サービス等に従事する職員 20,000 円の範囲内であれば、複数回の検査も可能です。

保険診療の場合は、対象となりません。

3 交付手続

- (1) 助成金の交付を受けようとする事業者は、以下の4に示す申請書類等を提出してください。
- (2) 区は、申請書類等の審査後に交付・不交付の決定を行い、その結果を通知します。
- (3) 交付決定を受けた事業者は、区に対し以下の6に示す請求書類を提出してください。
- (4) 区は交付決定額を口座振替依頼書に記載された口座に振り込みます。

4 交付申請書類

- (1) PCR 検査費用助成金交付申請書（第1号様式）
事業所区分欄に、次頁別記に掲げる事業所区分をご記入ください。
（例）訪問介護事業所の場合は「1- 訪問介護」と記入
- (2) 検査を受けた者の同意書（第2号様式）【写し】
代理人の代筆の際にも、必ず本人氏名をご署名ください。
- (3) 領収書等（費用の単価と合計金額を示したもの）事業の実績を確認できる書類【写し】
- (4) PCR 検査の結果が分かる書類【写し】

5 交付申請期間

令和4年6月30日（木）まで

（令和4年4月1日（金）以後に受けた検査が助成の対象となります。）

申請が遅れる場合には、「7」の問い合わせ先まで、必ずご連絡ください。

6 助成金請求書類

- (1) 墨田区高齢者及び障害者（児）施設におけるPCR検査費用助成請求書兼口座振替依頼書（第5号様式）
- (2) 振込先口座の記載のある通帳【写し】
表紙及び表紙の裏面の写しをつけて下さい。

7 お問合わせ先

区役所 3階 保健予防課 感染症係 電話：03-5608-6191

8 書類提出先窓口

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

区役所 3階 保健予防課 感染症係

(別記)

1 介護保険 事業所の事業者	入所 施設	地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護
	通所 事業 施設	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 通所介護（指定管理を除く） 地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護（指定管理を除く） 通所リハビリテーション
	訪問 施設	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護、 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2 障害福祉サービス事業者 及び障害児通所支援事業者	入所 施設	短期入所 共同生活援助
	通所 事業 施設	生活介護、自立訓練 就労移行支援、就労継続支援 児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問 施設	居宅介護 重度訪問介護 地域活動支援センター
3 高齢者福祉施設事業者	入所 施設	都市型軽費老人ホーム

健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護も対象とします。

地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、共同生活援助及び都市型軽費老人ホーム（地域密着型軽費老人ホーム含む）は入所（居）者のみを対象とします。

訪問施設については、職員のみを対象とします。（利用者は対象となりません）